

会 務 報 告

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの会務の概況を、下記のとおり報告いたします。

令和3年2月16日

愛媛県町村会長

記

◎ 会 議

1 総 会

(1) 定 期 総 会

第73回定期総会は、2月19日午後4時00分から「ANAクラウンプラザホテル松山」で県内の9町長並びに副町長、総務課長らのほか、全国町村会からの来賓出席を得て開催した。

総会は、稲本会長のあいさつにはじまり、全国町村会長（代理・細見全国町村会政務担当次長）から来賓祝辞を頂いた後、事務局より祝電披露があった。

会議に入って稲本会長が議長席に着き、（報告第1号）「令和元年本会会務報告」を事務局から報告し一同了承。

つづいて、（議案第1号）「令和2年度本会事業計画」、（議案第2号）「令和2年度本会会費の分賦方法」、（議案第3号）「令和2年度本会一般会計予算」、（議案第4号）「令和2年度本会特別会計予算」の4議案を一括上程し、審議の結果、異議なく原案どおり議決され、午後4時40分閉会した。

(2) 愛媛県町村会と愛媛県町村議会議長会との意見交換会

午後5時30分から「ANAクラウンプラザホテル松山」で、愛媛県町村議会議長会との合同で開催した。稲本会長のあいさつに始まり、来賓の愛媛県知事代理の神野愛媛県副知事、愛媛県議会議長代理の松下愛媛県議会企画委員会委員長の祝辞の後、来賓を囲んで意見交換会を行った。赤松愛媛県町村議会議長会副会長が閉会のことばを述べ、午後7時30分終了した。

2 臨 時 総 会

○2月6日「(株)キクノ別館西会議室」において開催した。

〈議 事〉

- 1 (議案第1号) 愛媛県町村会規約の全部改正について

○7月3日「えひめ共済会館4階末広」において開催した。

〈議 事〉

- 1 (報告第1号) 令和2年度愛媛県町村会一般会計補正予算
- 2 (報告第2号) 愛媛県町村会振興基金に関する規程の一部改正
- 3 (認定第1号) 令和元年度愛媛県町村会一般会計歳入歳出決算
- 4 (認定第2号) 令和元年度愛媛県町村会特別会計歳入歳出決算
- 5 (議案第1号) 令和元年度愛媛県町村会特別会計利益処分

5議案について事務局から説明があり、協議の結果、第1号及び第2号は了承し、第3号から第5号についてはそれぞれ認定または決定された。

3 理 事 会

○新型コロナウイルス感染症防止対策として会場での開催を中止し、本会規約第23条の規定に基づき「令和2年度第1回理事会」を书面審議により開催し、いずれも原案のとおり決定した。

〈議 事〉

- 1 (議案第1号) 令和2年度愛媛県町村会一般会計補正予算(第1号)について
- 2 (議案第2号) 愛媛県町村会振興基金に関する規程の一部改正について

4 全 員 連 絡 会

○1月7日 令和元年度第3回開催

〈協議事項〉

- 1 ふるさと財団の事業概要について
- 2 愛媛県市町振興課からの連絡事項について
- 3 本会第73回定期総会について

〈報告事項〉

- 1 「豊予海峡ルートの実現に向けて」について
- 2 令和元年台風19号に対するお見舞いについて
- 3 愛媛県自治会館建替えについて(経過報告)
- 4 全日本自治体労働組合(自治労)愛媛県本部および日本自治体労働組合総連合(自治労連)愛媛県本部からの要請書について
- 5 その他
(1) 次回の本会全員連絡会開催について
(2) その他

○2月6日 令和元年度第4回開催

〈協議事項〉

- 1 愛媛県市町振興課からの連絡事項について
- 2 令和2年度事業計画及び本会会費の分賦方法並びに予算について
- 3 愛媛県市町各種事業総合協議会の役員について

〈報告事項〉

- 1 本会第73回定期総会について

- 2 令和2年度四国四県町村長・議長大会について
- 3 その他
 - (1) 次回の本会全員連絡会開催について
 - (2) その他

○7月3日 令和2年度第1回開催

〈協議事項〉

- 1 愛媛県市町振興課からの連絡事項について
- 2 移住促進（移住者実態把握アンケート）について
- 3 消費者安全確保地域協議会の設置の推進について
- 4 令和2年度町等公平事務委託経費の負担について
- 5 新型コロナウイルス感染拡大に伴う令和2年度事業計画への影響について
- 6 新型コロナウイルス感染拡大に伴う各町の現状と課題等について

〈報告事項〉

- 1 愛媛県自治会館新会館建設について
- 2 全日本自治団体労働組合（自治労）愛媛県本部および日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部からの要請書について
- 3 その他
 - (1) 次回の本会全員連絡会開催について
 - (2) その他

○令和2年度第2回

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した。

5 四国四県町村長・議長大会

9月29日午後1時00分から、「ANAクラウンプラザホテル松山」において、開かれた。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により出席者を四国四県の正副会長に絞り、21人が出席した。

大会は、森永本県町村議会議長会長の開会のことばがあり、四国四県町村会・議長会を代表して稲本本県町村会長のあいさつのち、坂口徳島県町村会長が「宣言」を朗読し、決定。

次いで、中村愛媛県知事、戒能愛媛県議会議長ら各来賓の祝辞があった。また、荒木全国町村会長及び松尾全国町村議会議長会長からのお祝いのメッセージが披露された。

次に協議に入り、議長に河野香川県町村議会議長会会長を選出。次いで各提出議題の審議に移り、本県町村会副会長の岡本松前町長から「地方財政の充実・強化及び地方創生の推進について」並びに「医療・福祉施策の充実・強化について」を説明した。

次に、そのほか別項の議題について、各県代表からそれぞれ提案理由を説明し、審議の結果、いずれも採択され、次項の「決議（案）」を池田高知県町村会長が、「特別決議（案）」を加藤徳島県町村議会議長会会長が朗読し、同じく採択された。更に、本県町村議会議長会副会長の赤松松野町議会議長が緊急決議として「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急決議」を朗読し採択した。

次に、昨年に引き続き、四国四県の魅力を発信するため共同アピールとして「四国八十八箇所霊場と遍路道について」を、岩垣高知県町村議会議長会長が説明し、実現に向けて積極的に活動を展開するよう、満場一致で決定された。

なお、決議事項の実行運動方法等については、四県の町村会長並びに議長会会長に一任された。

最後に、谷川香川県町村会長から閉会のあいさつがあった。

《四国四県町村長・議長大会提出議題》

- 1 地方財政の充実・強化及び地方創生の推進について
- 2 医療・福祉施策の充実・強化について
- 3 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の充実・強化について
- 4 四国地方の交通基盤等の整備促進について
- 5 農林水産業・地域の活力創造について

宣 言

四国には、四国八十八箇所霊場をはじめ世界に誇れる独自の歴史・文化が根づいている。

また、多島美の瀬戸内海、黒潮躍る太平洋、美しい山々、素晴らしい田園風景など美しく豊かな自然があり、日本のふるさとの原風景が脈々と受け継がれている。

我々町村は、それぞれの地域が持つ豊かな自然、そこに暮らす人々の営み、そこから生まれた風習や伝統文化を大切にしながら、新たな価値を付加し、魅力ある地方を創生していかなければならない。

しかしながら、現在、我が国では、新型コロナウイルスの感染拡大により、地域住民の暮らしや産業に深刻な影響を及ぼしている。さらに、四国地方においては、急速な少子・高齢化の進展、大都市圏への人口流出などにより、農林水産業をはじめとする地域経済のみならず、集落活動や地域文化の担い手不足などで、地域活力は低下の一途を辿っており、特に、中山間地域や離島においては、買い物や移動手段といった生活面での不安も抱え、近い将来、集落の消滅さえ危惧されている。

この非常に困難な状況を打開すべく、国と地方は「地方の再生なくして日本の再生なし」という強い信念を持ち、地方独自の創意工夫や国・地方の緊密な連携のもとに、人口減少の克服と地方創生の充実・強化に総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

我々、四国57町村長と議長は、新しい令和の時代にふさわしい、希望と活力に満ち溢れた地域社会を実現するため、持てる限りの英知と努力を傾注することをここに誓うものである。

以上、宣言する。

令和2年9月29日

四国四県町村長・議長大会

決 議

- 1 地方財政の充実・強化を図り、地方創生を推進すること
 - 1 医療・福祉施策を充実・強化すること
 - 1 南海トラフ地震対策等、防災・減災対策の充実強化を図ること
 - 1 四国地方の交通基盤等を整備促進すること
 - 1 農林水産業の振興対策及び地域の活力創造を積極的に推進すること
- 以上、決議する。

令和2年9月29日

四国四県町村長・議長大会

参議院選挙における合区の解消に関する特別決議

日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成28年7月に憲政史上初めて合区による選挙が実施され、昨年7月には2度目の合区による選挙が実施されたところである。

その結果、合区の対象となった4県のうち、3県で投票率は過去最低となった。昨年実施の参院選から比例代表に新たに「特定枠」が導入されたが、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少など、合区を起因とした弊害は残ったままである。

このことは、我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が都道府県ごとに集約された意思として参議院を通じて国政に届けられなくなるばかりか、地方創生にも逆行するものである。

合区に対しては、地方6団体の全団体において合区の早期解消を決議しており、合区問題の抜本的な解決は「地方の総意」でもある。

ついては、早急に、憲法改正等により「合区の解消」を行い、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすることを強く求める。

以上、決議する。

令和2年9月29日

四国四県町村長・議長大会

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急決議

現在、我が国は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、国民の命や健康がおよびやかされるとともに、人々の暮らしや経済活動に深刻な影響が広がる中、地域住民や地域企業・事業者の懸命な努力が続けられている。

四国地方においても、国や市町村、関係機関等が一丸となって徹底した感染予防・拡大回避や医療体制の充実・強化などの防止対策に迅速かつ強力に取り組んでいるが、予断を許さない状況にある。また、経済面では、町村部における農林漁業や観光業、中小商工業等に深刻な状況が続いている。

今後、更なる感染拡大も懸念される中で、地域医療の崩壊を防ぐことや、介護現場の維持、児童生徒の学びの保障等をはじめとした重要課題も数多く残されており、地域経済も長期にわたり厳しい状況に置かれることが想定されるため、一層の追加対策が求められている。

我々、四国の町村長と町村議会議長は、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について、全国町村会並びに全国町村議会議長会と協調し、コロナ後の社会の「この国のあり方」を見据えた各般の対策を講じていただくよう、国に対し、以下の項目について強く求める。

記

- 1 医療・介護サービス等の提供体制を確保すること。
- 1 子育て・教育支援施策を実施すること。
- 1 万全な経済対策の実施を行うこと。
- 1 万全な地方財政支援措置と国庫補助事業の柔軟な対応を行うこと。
- 1 感染者や濃厚接触者、医療関係者等に対する人権対策を講じること。

以上、決議する。

令和2年9月29日

四国四県町村長・議長大会

「四国八十八箇所霊場と遍路道」に関する共同アピール

「四国遍路」は、徳島・高知・愛媛・香川の4県をつなぐ空海ゆかりの八十八箇所霊場をループ状に巡る全長1,400kmの壮大な寺院巡礼である。

この巡礼は、古くから一般庶民に定着し、それを地域社会が「お接待」と呼ばれるおもてなしの心で支えている。

遍路の基となる「思想・信仰」、実践する「場」、さらにそれを支える地域の「お接待」の3者が一体となった「遍路文化」は、空海が四国霊場を開創したとされる西暦815年から、1200年余の長きにわたり脈々と受け継がれてきた。

こうした「遍路文化」に象徴される「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、平成27年に文化庁により日本遺産として認定されているが、日本国内のみならず世界的に見ても、普遍的価値のあるもので、人類全体の遺産として次代に引き継いでいくべきものであり、まさに、世界文化遺産にふさわしいものと言える。

四国の産官学民の関係団体は、平成22年3月に「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会を設立し、国から示された課題の解決に向けた取組みを進めてきており、平成28年8月には、文化庁に対して構成資産の保護措置や普遍的価値の証明などを盛り込んだ提案書を再提出しているところである。

我々としても、引き続き国に対して、「四国八十八箇所霊場と遍路道」を長大なエリアに及ぶ生きた文化遺産として、この文化遺産が効果的に保存・承継できるよう、世界遺産暫定一覧表へ早期に追加記載することを強く求めるものである。

今後、我々は、関係者との連携を強化し、一層の機運の醸成に積極的に取り組むとともに、すべての人を温かく受け入れてきた「四国遍路」の素晴らしさを幅広く周知するなど、世界遺産登録に向け、四国が一体となって取り組むことを強くアピールする。

令和2年9月29日

四国四県町村長・議長大会

6 副町長会・総務課長会議

○新型コロナウイルス感染症防止対策として、会場での開催を中止し、書面開催とした。

協議事項は次のとおり。

○各町からの提出議題（情報交換テーマ）

- ・選挙における新型コロナウイルス感染症対策について
- ・公募により業者を募集した案件の契約手続きについて
- ・移動投票所等投票にかかる支援策について
- ・コロナ禍からの活動再開基準等について
- ・役場での3密を避ける働き方について
- ・新型コロナウイルス感染予防に関する職場環境の整備、働き方対策について
- ・障がい者雇用の推進について
- ・会計年度任用職員の採用人数及び勤務条件等の情報交換について
- ・町の議会の議員及び長の選挙における選挙公営の拡大について

前記9題に関し、各町の現状と対策について書面により意見交換を行った。

8 その他の会議

(1) 系統町村会等開催会議

- 1月23日 (一財) 全国自治協会評議員会・全国町村職員生活協同組合理事会、全国町村会理事会・都道府県町村会会長会、全国町村職員生活協同組合総代会、都道府県町村会正副会長交流会
- 6月16日 全国町村会政調幹事会、都道府県町村会事務局長会議、災害共済事務連絡会議 (テレビ会議)
- 17日 全国町村会正副会長会、(一財) 全国自治協会理事会・全国町村職員生活協同組合理事会、全国町村会政務調査会・理事会・都道府県町村会会長会、全国町村職員生活協同組合総代会 (テレビ会議)
- 25日 本会会計監査
- 7月 1日 山本順三参議院議員・山本博司参議院議員への要望活動
- 2日 全国町村会正副会長会、全国町村会理事会・都道府県町村会会長会
- 21日 四国四県町村会・町村議会議長会合同事務局長会議 (テレビ会議)
- 27日 四国四県町村会・事務局長会議 (テレビ会議)
- 9月 9日 災害共済事務連絡会議 (テレビ会議)
- 10日 「町村の振興を考える会」朝食懇談会、第3回町村行政未来戦略会議、全国町村会正副会長会、全国町村会正副会長・監事合同会議・(一財) 全国自治協会理事会・全国町村職員生活協同組合理事会、全国町村会政務調査会・理事会・都道府県町村会会長会
- 〃 全国町村職員生活協同組合総代会 (テレビ会議)
- 17日 災害共済関係事業等加入推進及び火災予防運動等関係事務打合会 (テレビ会議)
- 29日 令和2年度四国四県町村長・議長大会
- 11月25日 全国町村会正副会長会、全国町村会理事会・都道府県町村会会長会・全国町村長大会運営委員会、全国町村職員生活協同組合総代会
- 26日 全国町村長大会
- 12月 1日 全国町村会政調幹事会・都道府県町村会事務局長会議・災害共済事務連絡会議 (テレビ会議)
- 2日 全国町村会正副会長・監事合同会議・(一財) 全国自治協会理事会・全国町村職員生活協同組合理事会、「町村の振興を考える会」役員との意見交換懇談会
- 21日 四国四県町村会事務連絡会議 (テレビ会議)

(2) 各種関係会議

- 1月14日 第5回「平成30年7月豪雨災害に係る義援金」配分委員会
- 20日 令和元年度第2回愛媛県障がい者施策推進協議会
- 21日 愛媛県子ども愛顔応援県民会議 (第2回)
- 1月22日 内外情勢調査会愛媛県5支部合同懇談会

1月28日 愛媛県農業会議1月定例常設審議委員会
 2月 4日 西日本建設業保証（株）令和2年保証事業審議会
 " 日本赤十字社愛媛県支部令和元年度第2回評議員会
 6日 愛媛県人口問題総合戦略推進会議
 17日 愛媛県献血推進計画策定検討委員会
 19日 第3回愛媛県再犯防止推進会議
 20日 愛媛県防災会議
 21日 愛媛県土地改良事業団体連合会第62回通常総会
 26日 第2回愛媛県社会福祉審議会地域福祉専門分科会
 27日 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部運営会議
 3月16日 令和元年度第3回愛媛県障がい者施策推進協議会
 25日 （一財）愛媛県廃棄物処理センター理事会（第5回）
 " しまなみ海道魅力向上事業委託事業者選定に係るプロポーザル審査
 27日 愛媛県信用保証協会2019年度第3回理事会
 " 愛媛県農業会議3月定例常設審議委員会
 5月12日 愛媛県水防協議会
 " 愛媛県廃棄物処理センター予備監査
 13日 愛媛県廃棄物処理センター監事監査
 19日 愛媛県国際交流協会令和元年度事業報告及び決算に係る監事監査
 29日 令和元年度愛媛県障がい者スポーツ協会会計監査
 6月12日 愛媛県農業信用基金協会令和2年度第1回理事会
 6月22日 （一社）愛媛県発明協会令和2年度通常総会・第2回理事会
 30日 愛媛県農業会議第107回通常総会
 " 愛媛県農業会議6月定例常設審議委員会
 7月10日 令和2年度「えひめ移住交流促進協議会」第1回総会
 31日 松山空港利用促進協議会総会
 8月 6日 令和2年度愛媛県消防協会定時理事会（第2回）
 28日 第39回愛媛県特用林産教育振興協議会通常総会
 " 愛媛県農業会議8月定例常設審議委員会
 9月 2日 第1回愛媛県県立学校振興計画検討委員会
 11日 令和2年度愛媛県新旅行様式魅力発信プロモーション事業委託業務の企画
 提案コンペに係る審査
 24日 内外情勢調査会松山支部懇談会
 29日 愛媛県農業会議9月定例常設審議委員会
 10月 6日 愛媛県人権教育協議会支部長・加盟団体長会
 8日 令和2年度第1回愛媛DMO推進委員会
 16日 令和2年度愛媛県人口問題総合戦略推進会議
 22日 令和2年度愛媛県地方税務協議会
 28日 内外情勢調査会松山支部懇談会
 10月29日 愛媛県農業会議10月定例常設審議委員会

- 10月29日 令和2年度「えひめ移住交流促進協議会」第2回総会
- 11月10日 令和2年度愛媛県人権・同和教育研究大会
- 17日 第3回愛媛県行政改革・地方分権推進委員会
- 24日 愛媛県農業会議11月定例常設審議委員会
- 26日 内外情勢調査会松山支部懇談会
- 12月14日 ねんりんピック愛顔のえひめ2023実行委員会設立総会第1回総会及び第1回常任委員会
- 15日 愛媛県農業会議12月定例常設審議委員会
- 24日 第2回愛媛県県立学校振興計画検討委員会

(3)式典等

- 1月 6日 2020年年賀交歓会
- 7日 愛媛県人権対策協議会2020年年賀交歓会
- 12日 愛媛県スポーツ振興事業団令和2年鏡開き式
- 2月14日 第16回三浦保環境賞表彰式
- 16日 「eatふるさとCM大賞えひめ'20」表彰式
- 18日 第53回南海放送賞表彰式・祝賀パーティー
- 8月15日 愛媛県戦没者追悼式
- 29日 令和2年度愛媛県総合防災訓練の参観
- 10月31日 令和2年度「小・中学生のふるさと学習作品展」表彰式
- 11月 3日 令和2年度愛媛県教育文化賞授賞式、令和2年度愛媛県功労賞授賞式

◎ 要望等

1 要 望（陳情）

・ 令和3年度 国の施策等に関する提案・要望

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により郵送により要望を行った。

・ 7月2日 令和3年度政府予算編成及び施策に関する要望

この要望は、7月2日に開催された全国町村会理事会において、採択された要望書を本県の稲本会長が本県選出国會議員に面談により要望を行った。

なお、「要望書」等（項目のみ抜すい）は、次のとおり。

	要 望 書
1	大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化
2	一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進
3	町村自治の確立
4	町村財政基盤の確立
5	地方創生の実現に向けた国土政策の推進
6	環境保全対策の推進
7	地域保健医療対策の推進
8	少子化社会対策の推進
9	障害者保健福祉施策の推進
10	介護保険制度の円滑な実施
11	医療保険制度の安定運営の確保
12	国民年金事務の一元化の実現
13	教育施策等の推進
14	農業・農村対策の推進
15	林業・山村対策の推進
16	水産業・漁村対策の充実
17	道路、河川、生活環境等の整備促進
18	地域商工業振興対策等の推進
19	観光施策の推進
20	町村消防の充実強化
21	暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの充実強化
22	情報化施策の推進
23	公職選挙制度の改善
24	エネルギー対策の推進
25	過疎対策等の推進
26	豪雪地帯の振興
27	半島地域の振興
28	離島地域の振興
29	人権擁護の推進
30	米軍機による低空飛行訓練の実施
31	北方領土の早期返還
32	竹島の領土権の確立
33	尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯
34	国民保護・安全対策等の推進

・ 7月2日 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

この要望は、7月2日に開催された全国町村会理事会において、採択された要望書を本県の稲本会長が本県選出国會議員に面談により要望を行った。

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国の国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらし、いまだ終息が見通せない中、医療従事者をはじめ国民、企業・事業者の懸命の努力が続けられている。

全国各地の感染状況は、国・地方が一丸となって徹底した感染防止対策に取り組み、一定の収まりを見せているものの、依然として東京等大都市を中心に予断を許さない状況にある。また、世界は感染拡大途上にあり、我が国の社会経済への影響は全国に波及し、町村部における農林漁業や観光業、中小商工業等も深刻な状況が続いている。

国においては、国民の生命と健康を守るため、これまで、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき各種対策を実施するとともに、前例のない大規模な第1次・第2次補正予算により、機動的な経済対策や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」をはじめとする各般の支援措置を講じていただいていることに謝意を表すところである。

しかしながら、今後、感染の第2波、第3波も懸念される中で、地域医療の崩壊を防ぐことや、介護現場の維持、児童生徒の学びの保障等をはじめとした重要課題も数多く残されており、地域経済も長期にわたり厳しい状況に置かれることが想定されるため、今後、随時の更なる追加対策が求められている。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、東京一極集中の弊害を顕在化させており、この抜本的な是正は、国全体の社会経済や持続可能な国づくり、さらには災害・感染症からの危機管理の観点からも最重要の政策課題といえるものである。

国におかれては、引き続き、感染症を早期に終息させるための徹底した対策を実施するとともに、コロナ後の社会の「この国のあり方」を見据えた各般の対策を講じていただくよう、以下の項目について要望する。

記

I 医療・介護サービス等の提供体制の確保等

1. 医療提供体制の確保

- (1) 中山間地域や離島等の医療体制が脆弱な町村においては、新型コロナウイルス感染患者の受入れ増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下するため、救急搬送体制の整備をはじめ、医療従事者の派遣等、国・都道府県の連携による広域的な支援体制を構築すること。
- (2) 一般病床を感染症病床として転用する場合や軽症者を受け入れる施設の整備等、必要な資機材や設備の導入及び医療従事者の増員等に要する経費について、十分な財政措置を講じること。
- (3) 「受診控え」による一般患者の減少や感染患者受入れによる診療報酬の減収及び風評被害等による影響のため、病院経営が切迫していることから、十分な財政措置を講じること。

2. 感染拡大の防止等

- (1) マスク、アルコール消毒液等の安定的な供給に向けて、引き続き、生産・

供給の強化策を講じること。

また、医療機関や福祉施設等が、マスク・消毒液等の衛生資材を安定的に確保できるよう、必要な措置を講じること。

- (2) 第2波、第3波の感染拡大に備えるため、PCR検査や抗原検査などの検査体制を強化するとともに、簡易検査キット、治療薬やワクチンの早期開発及び供給に対する支援を強力に推進すること。
- (3) 介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所及び保育所等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、感染が疑われる職員をはじめ、当該事業所等の関係者が優先的にPCR検査を受けられるよう、検査体制を整備すること。
- (4) 感染者はもとより、医療・介護従事者やその家族等に対する偏見や差別が生じないように、政府広報の強化等、必要な対策を講じること。

3. 介護・福祉分野等に係る支援

- (1) 介護サービスは、高齢者やその家族生活を支え、高齢者の健康を維持するうえで不可欠なものであるため、介護サービス事業所が安心して継続的にサービスを提供できるよう、感染防止対策の徹底や介護従事者の確保も含め、引き続ききめ細かい支援を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により休業又は事業を縮小し、経営環境が悪化した介護サービス事業所に対し、事業継続のために十分な財政支援を行うこと。
また、今後の感染防止対策の一環として、介護サービス事業所が継続的に利用人数を調整しながらサービスを提供することにより経営環境が悪化しないよう、適切な措置を講じること。
- (3) 障害福祉サービスを継続的に提供できるよう、障害者支援施設等に対する財政支援を行うとともに、感染防止対策の徹底と職員確保のための支援を行うこと。
- (4) 新型コロナウイルスの感染等により介護者が不在となった在宅の高齢者・障害者を一時的に受け入れる施設の設置を促進すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険及び国保・後期高齢者医療制度における保険料の減免に対しては、令和3年度においても、引き続き、十分な財政支援を講じること。
- (6) 国保・後期高齢者医療制度における傷病手当金の支給に係る経費等について、引き続き、十分な財政措置を講じること。

II 子育て・教育支援施策の実施

1. 子育て支援

- (1) 子育て世代が安心して働くことができるよう、保育所、放課後児童クラブ等の環境整備及び保護者の利用料の減免に伴う経費等について補助の拡充を行うこと。
また、経済的基盤が弱いひとり親家庭については、経済的支援及び相談体制を更に充実させること。
- (2) 新型コロナウイルスの影響から生じる生活不安、ストレス等により、DV・虐待のリスクの高まりが懸念されるため、町村及び学校での相談体制及び周知の強化による経費等について引き続き支援すること。
また、スクールカウンセラー等の人材バンクの充実を図ること。
- (3) 子供や保護者との直接的な接触を避けられない中、日々感染の不安を抱え

ながら勤務を継続している保育士及び放課後児童支援員等に対し、処遇改善等を推進すること。

- (4) 新型コロナウイルスの感染等により保護者が不在となった場合の相談体制の整備や幼児・児童を一時的に受け入れる施設の設置を促進すること。

2. 児童生徒の学びの保障等

- (1) 新型コロナウイルス影響下における子供たちの学びを保障するため、児童生徒1人1台端末などICT環境の整備（GIGAスクール構想）を推進するとともに、端末の更新費用・通信費を含めた財政措置を継続・拡充すること。

また、教員分の端末整備に係る財政措置を講じること。

- (2) 各家庭での学習支援を充実させるため、オンライン学習の推進やICT支援員の人材確保への支援及び配置基準の引き上げを図ること。
- (3) 感染症対策及び熱中症予防のため、学校施設における空調設備等の設置に係る財政措置を引き続き講じること。
- (4) 学校での集団感染の予防のため、マスク、消毒液やゴム手袋などの保健衛生用品を安定的に供給できるよう、継続した支援を行うこと。

III 万全な経済対策の実施

1. 中小企業・小規模事業者、農林漁業者への地域経済

- (1) 中小企業・小規模事業者に対する支援

第2波、第3波の感染拡大による影響の長期化を見据えた、各種給付金・助成金等の申請方法の見直しやシステム改修等により、事業者の負担を最大限抑えるとともに、実態に即した要件の緩和や非課税措置等を行い、希望する全ての事業者に迅速に支援が行き届くよう、切れ目ない柔軟な対策を講じること。

- (2) 事業継続・事業承継の支援

資金不足や後継者不足に拍車がかかり、事業の継続・承継を断念することのないよう、資金繰り支援等の金融支援策を継続するとともに、事業承継税制や事業承継補助金の拡充を図ること。

- (3) 感染防止対策への支援強化

生産性革命推進事業等による感染防止対策を実施する事業者への支援を継続するとともに、第2波、第3波の感染拡大等に備え、更なる補助率の引上げや要件の緩和等を行い、感染防止対策を強力に推進すること。

また、感染防止対策や経営等についての技術的支援を行う相談体制を強化し、事業の継続、再開に向けた取組に十分な財政的・人的支援を講じること。

- (4) 不当な価格低減の防止

下請中小企業・小規模事業者に対する、買ったたきなど不当な価格低減の要求が行われないよう、発注業者等への周知・管理体制を強化すること。

- (5) 観光等に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等に甚大な打撃を被った地域経済に対し、国が実施するGOTOキャンペーンの実施に当たっては、地域で事業を営む事業者に対しての周知の徹底や手続きの簡素化など政策の効果が迅速かつ広く及ぶよう配慮すること。

2. 農林漁業者への支援

- (1) 国産農林水産物の急激な需用の落ち込みや価格下落により収入減となった農林漁業者に対し、販売促進や需要喚起、次期作に係る支援による効果の検

証を行い、停滞する経済活動が復活するまで支援を継続すること。

- (2) 和牛・交雑牛の価格低迷により、多くの畜産農家が収入減となっていることから、肉用牛肥育経営安定交付金制度の交付割合を9割から10割に引き上げる等の臨時的措置を行うなど、支援を拡充すること。
- (3) 入国規制による外国人材の不足等に対応するため、労働力の確保に向けた支援を継続し、農林漁業者が安心して生産活動を行い、経営を継続できるよう、万全の対策を講じること。

3. 地域公共交通への支援

町村において住民生活に不可欠な路線バスやコミュニティバス、タクシー等の地域公共交通については、外出自粛や休校等により乗客数が大きく減少していることから、安定的に事業を継続できるよう必要な財政支援を行うこと。

また、感染拡大防止対策にかかる財政支援を強化すること。

4. 防災・減災対策の強化

- (1) 大規模災害発生時に開設する避難所において、まん延防止を図るため、感染拡大防止用品の備蓄や避難所の整備・改修に対し、十分な財政措置を講じること。

また、感染防止のための多様化する避難形態について、それぞれの地域の実情に応じた仕組みの構築や施設整備を推進できるよう、必要な財政措置を講じること。

- (2) 社会経済活動の再興と再活性化に向け、地方の安全・安心な暮らしの実現と経済の回復を加速させるため、国土強靱化に資する社会基盤整備を前倒しで実施すること。

IV 万全な地方財政対策と国庫補助事業の柔軟な対応

1. 新型コロナウイルス感染症拡大により、税収等の落ち込みにより財政事情が厳しくなることが予想されることから町村における財政運営に支障が生じないよう万全な対策を講じること。
2. 景気の低迷に伴う国税収入等の大幅な減少により、地方交付税原資が減少することから、リーマンショック時等も参考に、地方交付税総額を確実に確保すること。
3. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税の減免等の税制上の措置により生じる減収分について、国費で確実に全額補填すること。また、短期的な資金手当ての充実はもとより、一般財源の不足等により、各種事業実施が困難とならないよう、減収補填債の対象税目の拡充をはじめ十分な財政措置を講じること。
4. 第2波、第3波の感染拡大に対応するための財政需要が生じる場合には、町村が迅速に事業を実施できるよう必要な財政措置を講じること。
5. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町村の実施する事業の進捗に遅れがでることが懸念されることから、「緊急防災・減災事業債」等、今年度以降期限を迎える地方債の延長を図ること。
6. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国庫補助金等の交付を受けて実施している事業については、やむを得ず途中で中止や見直しとなる事例が発生している。このため、既に実施した事業に係る交付済みの補助金等については、国庫への返還を不要とすること。

また、工期の遅れ・延期に伴う繰越や事業内容の変更について、柔軟に対

応するとともに、事務手続きを簡素化すること。

V 東京一極集中の抜本的是正等

1. 東京一極集中の抜本的是正等

新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減、首都直下型地震等大規模災害からの危機管理等の観点から、東京一極集中の是正と自律・分散型国土構造の構築は、重要かつ喫緊な課題であることから、人や経済を地方に呼び込み、都市・農山漁村の交流を活発化させるための各般にわたる異次元の積極的な対策を推進すること。

2. 情報通信基盤の加速的整備促進

「新しい生活様式」の実践で重要となる遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等多様な分野における取組を普及・拡充するために必要となる5Gの全国展開や光ファイバ等情報通信基盤について、条件不利地域も含め加速的整備促進を図るため、財政支援や人的・技術的支援の一層の拡大・充実を図ること。

3. 地域公共交通ネットワークの構築等

今後、予想される田園回帰への高まりに対応するため、地域公共交通ネットワークの一層の拡充による移動通信手段の確保や道路整備等の地域交通インフラの整備を加速すること。

VI その他

1. 個人番号カードを活用したオンライン申請の増加に備え、町村における統合端末等の増設に係る経費について、引き続き財政措置を講じること。

2. 令和2年国勢調査が円滑に進むよう、調査員の確保を支援するとともに、ICTを活用した調査の実施など適切な感染防止対策を講じること。

・11月9日 「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

この要望は、「愛媛地方税滞納整理機構」に対する補助金、県職員の派遣について、引き続き県・市町が連携して、市町税・個人県民税等の徴収率向上に万全を期さなければならない。そこで、同機構を安定して運営するためには、県からの補助金及び管理職員の派遣は欠かせないことから、本会及び県市長会との連名により、県知事等に対し面談等により要望を行った。

「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、県内の地方自治の振興発展に格別のご尽力を賜っておりますことを心から厚くお礼申し上げます。

さて、愛媛地方税滞納整理機構は、県内全市町で構成する一部事務組合として、平成18年4月1日に設立されました。

以来、今日まで県ご当局の積極的な支援等によって市町税・個人県民税等の徴収に多大の成果を上げており、とくに機構設立後の効果額としては過去14年間で163億7千万円余に及ぶとともに、完納件数、完納率及び徴収率ともに高い水準で順調に推移するなど、税の公平性の確保と財政難に苦慮する県内市町の財政健全化に大きく寄与しております。

しかしながら、依然として市町税・個人県民税等の滞納額は多額であり、この解消を図るとともに、納税環境を整備するためには機構の存続が不可欠であります。

つきましては、引き続き県と市町が連携して徴収率の向上に万全を期すため、次年度以降も県の補助金及び管理職員の派遣についてご支援くださいますよう、愛媛県市長会、愛媛県町村会の総意により強く要望します。

令和2年11月9日

愛媛県市長会長 石川 勝 行
愛媛県町村会長 稲本 隆 壽

・ 11月26日 四国四県町村長・議長大会決議事項の実現方要望

9月29日愛媛県松山市で開催された「四国四県町村長・議長大会」の決議事項については、関係方面へ文書をもって要望するとともに四県会長が上京の機会にそれぞれ強力に要望することとなったため、本県選出国會議員、各県知事、県議會議長、県主管部長・課長に面談等により実現方を要望した。

[要望書提出先]

政 府＝内閣総理大臣、内閣法第九条第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、内閣官房副長官（3人）

国 会＝衆議院議長、副議長、内閣委員長、総務委員長、財務金融委員長、予算委員長、参議院議長、副議長、内閣委員長、総務委員長、財政金融委員長、予算委員長、四国四県選出衆・参国會議員

政 党＝自由民主党（総裁、幹事長、総務会長、政務調査会長）公明党（代表、幹事長、政務調査会長）、立憲民主党（代表、幹事長）、国民民主党（代表、幹事長）、日本維新の会（代表）、日本共産党（幹部会委員長、書記局長）

そ の 他＝全国町村会長、全国町村議會議長会会長、四国四県知事、同県議會議長、同主管部局長・課長

令和2年11月26日

殿

四国四県町村長・議長大会

愛媛県町村会会長 稲本 隆 壽 ㊟
愛媛県町村議會議長会会長 森 永 和 夫 ㊟
高知県町村会会長 池 田 洋 光 ㊟
高知県町村議會議長会会長 岩 垣 實 男 ㊟
徳島県町村会会長 坂 口 博 文 ㊟
徳島県町村議會議長会会長 加 藤 秀 數 ㊟

香川県町村会会長 谷川俊博 ㊟
香川県町村議会議長会会長 河野雅廣 ㊟

四国四県町村長・議長大会決議事項の実現方要望について（要望）

平素は、地方自治の振興発展の為格別の御指導、御協力を賜り深謝申し上げます。

さて、去る9月29日愛媛県松山市において四国四県町村長・議長大会を開催し、満場一致をもって別添のとおり決議いたしましたので、これらの実現について格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 地方財政の充実・強化及び地方創生の推進について

（要 旨）

「令和」の時代を迎え、活力ある社会を実現していくためには、それぞれの地域の活力向上が不可欠である。

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、人口減少社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全などの諸課題に積極的に取り組んでいるところである。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続く中で、地方税・地方交付税の減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

このような状況下において、町村が地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が不可欠である。

よって国においては、地方財政を充実強化し、地方創生の取組みを強力に推進するため、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 財源の充実について

(1) 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保すること。

また、新たな行政需要が毎年生じる状況の中、地方一般財源総額の実質同水準ルールにより、その他の需要額算定に係る単位費用が減額され、結果、町村財政は厳しさを増している。

国の施策により新たに必要となる財源については、同水準ルールの外枠で適切に措置し、単位費用の減額による地方一般財源総額の調整を行わないこと。

なお、近年の地方における基金の増加をもって、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもつ

て短絡的に地方一般財源総額を削減しないこと。

- (2) 過疎・辺地・離島等の条件不利地域においても地域条件は様々あることから、条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するため、あらゆる補助事業の補助率に地域条件を加味すること。
- (3) 公共施設の除却等に関する地方債の特例措置は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理計画に基づく公共施設等の除却について、経費の90%を地方債で充当できるところであるが、自治体による地域再編整備等が円滑に実施できるよう当該地方債に対して交付税措置等の財政支援を拡充すること。
- (4) ゴルフ場利用税は、所在町村特有の行政需要に対応しており、不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることがないよう、現行制度を堅持すること。
- (6) 会計年度任用職員制度が円滑に運用できるよう、制度運営に伴う財政需要については、引き続き地方財政措置を確実に講じること。
- (7) 人口減少の克服と地方創生を実現するため、国は東京圏への一極集中や地域間格差の是正など、構造的問題の解決に向けて積極的に取り組むとともに、地方が自立して効果的な取組を継続することができるよう、安定かつ十分な財源を確保すること。
- (8) 現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で法期限を迎えるため、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能などの役割や、その有する価値を評価するとともに、過疎対策の理念を「過疎地域の個性的価値ある存続」として確立させ、総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興が図られるよう、令和3年度を初年度とする新たな過疎対策法を制定すること。
- (9) ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、小・中学校における校内ネットワーク環境、1人1台端末等のICT環境整備（GIGAスクール構想）の費用に係る財政措置を継続・拡充するとともに、維持や更新のための費用についても支援すること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国庫補助金等の交付を受けて実施している事業については、やむを得ず中止や見直しとなる事例が発生している。このため、既に実施した事業に係る交付済みの補助金等については、国庫へ返還を不要とすること。
- (11) 行政サービスのデジタル化を一元的に担う「デジタル庁」の設置に向けて、現在、準備が進められているが、行政のデジタル化については、町村の現場に混乱を生じさせないよう円滑な推進を図るとともに、係る経費については、国において財政措置を講じること。

2 地方創生の推進について

- (1) 町村が策定した第2期の地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるよう、地域再生計画の認定及び地方創生推進交付金の交付に係る申請手続きの簡素化を図ること。

また、地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、その規模も拡充し継続的な交付金とすること。

- さらに、地方負担分については、確実に地方財政措置を講じること。
- (2) 地方大学や専門学校等は、地方に若者を留める受け皿となっている。地方から大都市圏への人の流れを変えていくために、都市部と地方の教育機関の相互交流の促進や地方大学の新学部、新学科を設置するなど、地方における教育機関の機能を強化し、積極的に地方の人材確保を図ること。
 - (3) 地方における雇用の創出のため、地域資源や強みを活かした成長産業育成のほか、新しい分野や商品にチャレンジする企業を積極的に支援すること。
また、過疎、離島等の条件不利地域において、多様で安定的な働き方を可能とする環境の整備や若者や女性がより働きやすい環境を整備するなど、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。
 - (4) 地域活性化の原動力となる観光の振興は、地域の雇用創出、維持につながり、さらなる来訪者を呼び込むことにも有効であるので、国内・外からの観光客の誘客や観光インフラの整備等の観光振興に関する町村の取組みを積極的に支援すること。

2. 医療・福祉施策の充実・強化について

(要 旨)

少子高齢化が急速に進む中山間地域では、医師不足、専門診療科不足が深刻であり、地域医療の維持・確保が難しくなっている。

また、我が国の人口は、2008年をピークに減少しており、生産年齢人口や労働力人口の減少が、経済成長にマイナスの影響を与えることも懸念され、その結果、社会保障に対する現役世代の負担が、ますます増大することになりかねない。

一方で、「地域医療を支える医師の確保、育成」、「包括的かつ継続的な医療提供体制の確保」などの地域医療対策、「子育て支援」、「働き方改革」などの少子化対策、更には「自立した日常生活の営みの実現」、「積極的な社会参加の実現」などの障害福祉施策等に対する住民のニーズは、高度化、多様化している。

こうした中、町村が、そうしたニーズに応え、地域住民が安心して日常生活を過ごせるようにするためには、きめ細やかな医療、福祉施策を着実に進めていかななくてはならない。

よって、国においては、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- (1) 地方における医師、看護師及び医療従事者の不足に対して、計画的な育成・確保を推進するとともに、診療科偏在・地域偏在の抜本的な解消、恒久的に医師、看護師及び医療従事者が確保できる仕組みを早急に確立すること。
また、地域医療を支えるべき地等の診療所の運営・維持に積極的な支援を行うこと。
- (2) 市町村が実施している子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置について、未就学児までの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額措置は平成30年度から廃止されたところであるが、本来、医療費助成は国が統一的に行うべきものであることから、未就

学児までの医療費助成に係る減額措置に限らず直ちに全面的に廃止するとともに、国の制度として子どもの医療費助成制度を創設し、町村の財政状況に関係なく、医療を必要とする乳児・幼児・児童に対し、適切な医療が無料で提供できる環境を整えること。

また、子どもの医療費に限らず、重度障害者やひとり親家庭等の医療費の一部負担への助成を行っている地方自治体への国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

(3) 子ども・子育て支援新制度のさらなる質の改善に必要な財源確保を含め、長期的な視点に立ち地域の実情に合った少子化対策の実施を可能とするため、自由度が高く、事業の継続実施が可能となるしっかりとした財政支援措置を講じること。

(4) 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施について、諸経費及び事務費等を引き続き国費において財政支援を実施すること。

また、幼児教育・保育の無償化に係る財源については、引き続き地方負担に必要な財源を一般財源総額の実質同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

(5) 慢性的な保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の活用や保育士の処遇改善に重点を置いた雇用管理改善などの働く職場の環境改善への取組みを更に推進すること。

(6) 児童生徒を交通事故や生活上の事故及び地震等の災害から守るため「交通安全」、「生活安全」、「災害安全」の「安全三領域」に対して、自分の命は自分で守る防災・安全知識や技術を身につけさせる教育の徹底と質的向上のために、授業時間の確保や教員のスキルアップをはじめとする人的体制の強化を図ること。

(7) 障害者福祉施策については、サービス確保の観点から、町村が行う障害児・障害者の福祉サービスを実施するために必要な相談支援事業所の運営費補助制度を創設するなど、地方公共団体の負担軽減に向けた抜本的な見直しを検討するとともに、相談支援員の確立に向けた持続可能な制度を目指すこと。

(8) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

また、国民健康保険の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、新制度施行後においても、引き続き堅持すること。

(9) 市町村国保を含め保険者が実施する生活習慣病の発症や重症化予防対策の取組は、今後ますます重要となることから、若年層の早い段階から全国统一基準で健診等を実施できるよう特定健診の対象年齢を引き下げるとともに、その際に生じる経費については、現行の特定健診等の費用と同様に国が責任をもって財源措置を行うこと。

また、国保の保健事業への助成額についても上限枠を拡大すること。

(10) 国保制度改革に伴う県と市町村の役割分担や各種制度の見直し等により、システムの更改等が必要となる場合には、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。

また、厚生労働省において検討が行われている保険料軽減判定所得の算定方法の見直し案については、軽減判定基準の変動に係る被保険者への説明が困難な場合や、現行の軽減判定結果と異なる場合があることなどの懸念事項

があることから、見直しに当たっては、市町村の理解を得られるよう丁寧な説明を行うとともに、真に事務負担の軽減に繋がるものとなるよう慎重に検討を行うこと。

- (11) 予防医学、医療技術及び製薬技術等の進歩により、効果のある先進医療や薬剤が国民に提供できるようになってきたが、一方で子宮頸がん予防ワクチンの接種後の副反応などが現実に発生しており、その予防や救済支援などの対策については、既に国や自治体で対策が講じられているものの、こうした副反応と製剤の因果関係及び治療法の早期究明と、より手厚い有症状者の救済支援や通常の手当では不足する交通費等を独自に助成している自治体への助成制度の創設を図ること。
- (12) 介護離職ゼロの目標を達成し、安心につながる社会保障を実現するため、介護サービス基盤整備の推進、介護人材の確保について、地方の取組みを支援する対策を確実に実行すること。
- (13) 町村における公立・公的病院は、地域に欠くことのできない基幹的な医療機関として、重要な役割を担っていることから、全国一律の基準で分析されたデータに基づいた拙速な再編統合を強制しないこと。
また、今後の地域医療構想調整会議では、国が関与することなく開催され、地域医療における医療提供体制を確保するという観点から、地域住民の命と健康をどう守り続けていくかということを中心に議論すること。
その際には地域住民、医療関係者、自治体関係者などの声を真摯に受け止め、必要な病床を確保するという観点で議論を進めること。
- (14) 「保険者努力支援制度」の評価指標等の見直しに当たっては、実施状況とそのインセンティブ効果について、十分な検証を行うこと。
また、都道府県分と市町村分の公費の配分について、それぞれの担う役割や制度の趣向を踏まえた検討を引き続き行うこと。
- (15) 児童虐待防止のため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、町村の体制整備に必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。
- (16) 居住地の別に関わらず、母子健康事業や、保健・福祉・医療等の関係機関の連携によって効果的な運営がなされ、妊産婦や乳幼児が安心して健康な生活が出来るよう、一貫性のある支援を行うこと。
- (17) 認知症対応型共同生活介護（以下「介護施設」という。）を利用する場合には介護施設の住所地に住民登録を行うことになっているが、介護施設所在の町村以外から入所した場合、住所地の町村の財政負担が大きくなることから、介護保険制度における「住所地特例」について、介護施設まで適応範囲を拡大すること。
- (18) 風しんに関する追加的な対策については、町村に財政負担が生じることがないように、国の責任において必要な財源を確保すること。

3. 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の充実・強化について

（要 旨）

四国地方においては、南海トラフを震源とする巨大海溝型地震や中央構造線活断層帯による大規模直下型地震、さらには太平洋沿岸地域での遠地津波による被害の発生が懸念されている。

特に南海トラフ沿いで起こるM8～M9クラスの地震については、政府の地震調査委員会は、今後30年以内に発生する確率を70～80%程度と公表しており、その切迫度がますます高まってきている。

さらに、四国地方は急峻な山地や河川が多い地形的条件に加え、台風の襲来や近年の集中豪雨などにより、大規模な水害や土砂災害の発生が今後さらに多くなる恐れがある。

このような大規模災害は、人々の生活や社会の仕組みを一気に破壊し、地域の過疎化や人口減少を加速させかねない。また、災害復興には幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に、多大な労力と時間を要する。迅速かつ円滑な復旧、復興を可能とするには、大規模災害が起こる前に被災イメージを想定し、ハード・ソフト両面からの対策をあらかじめ講じる「事前復興」の推進が必要である

よって、国においては、四国地方の実情を強く認識し、南海トラフ地震対策等防災・減災対策の充実強化を計画的かつ着実に進めるため、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 南海トラフ地震対策の推進について

- (1) 住民の生命・財産を守る災害に強い県土づくりを進めるために、海岸・河川堤防の耐震化や嵩上げを迅速かつ強力に促進する必要があることから、南海トラフ地震対策を推進するための予算の確保及び財政支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 南海トラフのどこで、いつ地震・津波が発生するのか予測不可能であることから、地震や津波を即時に検知できるよう南海トラフ全体での観測体制を構築し、四国地域全体の地震及び津波の調査・観測・伝達体制の強化を図ること。
- (3) 南海トラフ地震対策のち、用地取得を伴う防災・減災関連事業を迅速に行うため、事業認定を簡素化すること。
- (4) 避難場所や浸水拡大防止等、高規格道路が有する副次的な防災機能の活用など、「防災・減災対策」を強化すること。
- (5) 社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業などの中に、南海トラフ地震対策特別措置法における避難対策特別強化地域枠を創設し、交付金嵩上げ等の財政的支援制度を充実させ、市町村が実現可能な津波リスクの無い「安全な住宅地の形成」を図る制度を創設すること。
- (6) 行政・教育機関などの公的施設や主要な医療・福祉施設の高台移転について、必要な財政支援措置を講じること。
- (7) 震災に強いまちづくりのため、各種公共施設の耐震性の向上、水道施設の耐震化の促進、非構造部材の耐震化、津波対策としての河川管理施設・海岸保全施設・津波避難施設の整備などへの安定的な予算確保、中山間地域における孤立防止対策など震災対策を推進すること。
- (8) 沿岸部においては津波により甚大な被害が想定されることから、比較的被害が少ない地域への災害支援拠点を整備する制度を創設すること。
- (9) 住宅の耐震対策に必要な財源を確保するとともに、簡易な耐震改修をはじめ、耐震改修と併せて行うリフォームや感震ブレーカーの設置等、火災予防対策も補助対象に追加すること。

- (10) 南海トラフ地震臨時情報に関する国民の理解が深まるよう、国において継続的に啓発を行うとともに、自治体を実施する同情報の啓発に対する人的支援や財政支援の実施、事前避難における災害救助法の適用対象の拡充などの措置等の充実強化を図り、「防災対応」の実行性を確保する体制づくりを行うこと。

2 防災・減災対策の推進について

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、頻発・激甚化する災害に対応するため、恒久化と拡充を図ること。
また、「緊急防災・減災事業」、「市町村役場機能緊急保全事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、未だ整備途上にあり、これらの事業を確実にかつ計画的に推進する必要があるため、その延長・恒久化を図ること。
- (2) 河道閉塞など大規模な土砂災害の危険性のある個所の調査を進めるとともに土砂災害発生時における安全な避難施設及び避難路や、被災後における代替的な避難道の確保など孤立集落対策を進めること。
- (3) 氾濫や越波などの水害及び土砂災害の未然防止や軽減、また災害予防が確実に実施できる仕組みを構築するとともに、河川改修事業・海岸事業・砂防事業・治山事業等の早期整備を推進すること。
- (4) 防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に関しては、技術的支援の体制整備や必要な財政支援措置を講じること。
- (5) 頻発する災害からの復旧復興を円滑かつ確実に進めるため、国と地方が行っている災害復旧事業と災害復旧に必要な幹線道路の維持修繕を行うための新たな財源を確保すること。
- (6) 住民の避難施設など極めて公共性・公益性の高い施設建設を円滑に進めるため所有者不明土地などについては、用地取得によらず、地方自治体において例えば、地上権と同様の権利を設定し、そのような土地が有効利用できる法制度を検討すること。
- (7) 被災者の安否確認情報の送受信体制、負傷者等の緊急搬送体制、避難者に対する精神面のケア、救援物資等の受入れや配布などの体制整備に伴う制度の確立と財政支援措置を講じること。
- (8) 住民の生命・財産を守る地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のため、さまざまな人的・財政的支援措置を講じること。
- (9) 災害発生時でも水道水の安定供給を確保するため、管路をはじめとした水道施設の耐震性の強化、応急給水用資機材や非常用貯水施設の整備等について、必要な財政支援措置を講じること。
- (10) 防災行政無線のデジタル化をはじめとする消防防災設備・装備の整備及び更新について、財政措置を充実強化すること。
- (11) 土砂災害計画域内にある既存の避難施設が、避難者の滞在時に土砂災害等で被災しないよう、被災防止対策を実施するための財政的支援を講じること。
- (12) 災害対策基本法をはじめとする関係法令や国の計画に「事前復興」を定義付けるとともに、地方の取組を総合的に支援する交付金などの支援制度を創設すること。

4. 四国地方の交通基盤等の整備促進について

(要 旨)

四国8の字ネットワークは、本州四国連絡高速道路と一体となって、全国の高速交通ネットワークを形成し、物流をはじめとする様々な経済活動や交流を促進するとともに、災害時の緊急輸送道路の確保の面からも、極めて重要かつ根幹的な交通基盤である。

地方創生に向けて、四国地方が地域の強みを生かした様々な取組を進め、都市や地域間がより緊密に連携し、自立的に発展するため、そして、平時の救急医療をはじめ、南海トラフを震源とする巨大地震や豪雨災害等への備えなど住民が安全で安心な生活を営んでいくために、今まさに、その早急な整備が求められている。

また、四国地方における公共交通を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、昨年3月にはJR四国から本四備讃線以外の路線は全て赤字であるとの厳しい現状が示され、加えて新型コロナウイルス感染症の影響により、危機感は更に高まっている。将来にわたって持続可能な地域公共交通を構築することは、我々、四国の町村にとって大きな課題となっている。

さらに、現在、国において進められている「地方創生回廊」構想を実現するためには、高速道路網等の整備とあわせて、全国で唯一の新幹線空白地域である四国地方に、新幹線が整備されることが必要不可欠である。

よって、国においては、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- (1) 四国地方の活性化や自立的発展に必要不可欠で、かつ緊急時に「命の道」となる四国8の字ネットワークについては、災害時の緊急輸送道路の確保や生活者重視の視点を踏まえ、ミッシングリンクの解消及び現在暫定2車線となっている区間の4車線化を含め、一日も早い整備を図ること。
- (2) 道路整備の遅れた地方の実情を認識し、経済性や効率性のみを優先することなく、地域の孤立化を防ぎ、救助・救援活動の支援や緊急物資の輸送などにおいて、地方が必要としている道路に対して十分な予算を確保し、計画的で着実な整備が可能となるよう措置すること。
また、道路の老朽化対策について、点検、診断に対する財政措置を充実させ、町村負担の軽減を図るとともに、次回点検以降は、健全性に応じた点検手法が可能となる点検・診断システムの構築を図ること。
- (3) 中山間地域や離島地域をはじめ、地域住民が安心して暮らせる地域づくりのために、地域交通機関の運行支援に関する制度の拡充や自治体への財政支援策を強化すること。
また、地域公共交通網の維持・確保及び充実のため、経営基盤が脆弱な交通事業者に対して、経営の安定化が図られるよう必要な支援の拡充や仕組みの再構築を図ること。
- (4) 四国の新幹線の整備計画格上げに向けた法定調査に関して、令和3年度予算措置を講じるとともに、新幹線整備予算を拡充すること。

5. 農林水産業・地域の活力創造について

(要 旨)

農山漁村は、農林水産業を通じて地域の経済を担い住民の生活の場となっているだけでなく、食料・水・エネルギーの供給、自然環境の保全や浄化、人と自然との豊かなふれあいの場としての機能などを有する、多面的かつ公益的な役割を担う地域であり、国民共通の貴重な財産である。

しかしながら、これらの地域においては、人口の減少や高齢化が著しく、農林水産業のみならず集落活動や地域文化の担い手さえ不足するなど、地域活力は低下の一途を辿っている。

特に、農業産出額等の約4割を占める中山間地域では、農林水産業の生産条件が不利な状況に加え、生産・流通コストの増嵩や、新型コロナウイルス感染拡大による影響などにより、農林水産業の経営は一層厳しさを増している。

さらに、地域での生活を支え合う基盤であった集落が衰退するほか、買い物や移動手段といった生活面での不安を抱えるなど、様々な課題にも直面している。

国においては、農山漁村が直面している危機的な状況を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の構築に向けた取組みを積極的に推進することが必要である。

よって、国においては、農林水産業・地域の活力創造を推進するため、次の事項について、早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 農林水産業の振興について

- (1) 急峻で狭小な農地が多く、規模拡大による競争力強化が極めて困難な条件不利地域である中山間地域においては、施設園芸農業など付加価値の高い農業経営について規模拡大や経営の効率化や生産基盤の強化など、生産性や農業所得の向上に繋がる対策を強化するとともに、新規に就農しやすい営農条件を整備すること。

また、安心して営農が続けられるよう地域の実情にあった水田農業を確立すること。

- (2) 日本の原風景ともいえる農林水産業の営み、とりわけ農業については、TPP11協定貿易自由化の推進により競争力の弱い中山間地域の農業に大きな影響が懸念されていることから、国の責任において、中山間の小規模経営体においても将来にわたり持続可能な農業経営を行うことができるような施策の実行や必要な予算を拡充すること。
- (3) 木材の需要拡大に向け、CLTなど木材製品の高品質化や加工流通体制の整備への支援、木質バイオマスの利活用の推進、建築物の木造化・木質化及び非住宅木造建築の設計・整備への支援、更には建築士の育成による国産材の利用促進など、より一層の木材自給率向上に努めること。
- (4) 森林の経営管理を担う意欲と能力のある林業経営者の育成や林業就業希望者を支える仕組みとして、林内路網整備や高性能林業機械導入などのハード整備に加え、人材確保のための経費やスキルアップ研修などのソフト経費も含めたパッケージとなった制度を創設すること。

- (5) 森林資源を有効活用するため、大規模な施業委託型林業とともに小規模で参入しやすい小規模林業を推進するための制度を創設すること。
- (6) 森林・林業基本計画を着実に実施するとともに、森林経営管理制度の円滑な運用により森林整備が推進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び県による支援の強化を図ること。
- また町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額（林野水産行政費）の測定単位に「森林の傾斜地面積」を考慮すること。
- (7) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図り、地球温暖化対策としての森林吸収量3.5%（1990年総排出量比）を確保するとともに、豊富な人工林資源を循環利用し、木材の安定供給体制を構築するためには、施業の集約化を図り、間伐や路網の整備、主伐後の再造林等を推進する必要があることから、持続可能な林業の推進に必要な予算を確保すること。
- (8) 漁業所得の向上を目指し、漁村地域自らが策定する「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の着実な推進に対する支援を強化するとともに、漁業経営の安定化を一層推進するため資源管理・漁業経営安定対策や漁業経営セーフティネット構築事業への漁業者の加入促進に向けた支援を強化すること。
- また、生産基盤の整備や漁業の体質強化等に関する漁業補助金を拡充すること。
- (9) まぐろ・かつお類の日本近海への来遊量を増やすため、科学的検証に基づいた国際的な資源管理措置を早急に構築し、資源の持続的利用と漁獲規制の導入等による秩序ある操業環境の構築を図るよう、関係国に対し引き続き強く働きかけること。

2 農山漁村の活性化について

- (1) 地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な経営形態や地域の実情に応じた技術・経営研修、特産品開発、販売戦略、他業種連携による6次産業化への支援、農地中間管理機構の充実、人・農地プランへの支援、農地利用最適化事業への支援を実施すること。
- (2) 日本型直接支払制度の事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、町村の財政負担の実情を勘案し、十分な財政支援措置を講じること。
- (3) 多面的機能支払交付金については、農村の美しい景観の維持・再生及び自然環境の保全を推進するため、支援策の拡充・強化を図り、必要な財源を確保するとともに、資源向上支払の対象農用地についても、農地維持支払と同じく、町村が必要と認める農用地も対象とすること。
- (4) 野生鳥獣による農林業被害対策については、人的・財政的支援制度が充実してきたところではある。しかしながら、依然深刻な被害が発生していることから、十分な予算を継続的に確保するとともに、鳥獣被害防止特措法に基づき町村が作成した被害防止計画が円滑に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金については、緊急的な捕獲活動と侵入防止策柵の整備等の対策の拡充を図り、必要な財源を確保すること。
- また、狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図るとともに、ジビエ料理の普及等、捕獲鳥獣の食肉利用を促進する

こと。

(5) 農山漁村の生活の基盤である集落機能の維持・再生に向け、都市との交流、移住・定住の促進、生活交通の確保、コミュニティ活動の支援など、集落対策を総合的に推進するための支援策を充実・強化すること。

・ 11月26日 令和3年度税制改正に関する要望

このことについては、与党の税制調査会において、12月上旬の『大綱』決定に向け、本格的な議論が開始されることを踏まえ、本日の「全国町村長大会」でも、特別決議および重点要望事項として改めて決定し、本県の稲本会長がそれぞれ本県選出国會議員に対して、地方税財源の確保・充実の実現方を要望した。

令和3年度税制改正に関する要望

我が国は、喫緊の課題である人口減少の克服と地方創生に、国・地方を挙げて取り組んでいるところであるが、東京一極集中が続く中で、愛媛県内9町は、急速な少子高齢化とともに、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大は、国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらしており、国・地方一丸となってコロナ対策と経済の再生に取り組んでいる。加えて、本年も7月豪雨災害が発生するなど、毎年のように自然災害が頻発している。

こうした現下の状況を踏まえ、県内9町が、災害や感染症に強く、持続可能な活力のある地域を創生していくためには、偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築するとともに、町にとって命綱である地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、令和3年度税制改正にあたっては、町が自主性・自立性を発揮してこうした課題に着実に取り組むことができるよう、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 町村税源の充実強化

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化を図ること。

- (1) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- (2) 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

2. 固定資産税の安定的確保

- (1) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるよう制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることのないようにすること。
- (2) 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

- (3) 平成30年度において「生産性革命」の一環として創設された償却資産税の減税特例制度については、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、期限の到来をもって確実に終了すること。
- (4) 土地の負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し、所要の見直しを行うこと。

3. ゴルフ場利用税の断固堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を断固堅持すること。

4. 法人事業税収入金額課税方式の堅持

電気・ガス事業等に対する法人事業税については、長年にわたり収入金額課税方式が採用されており、地方税収の安定化に大きく貢献している。また、法人事業税収の一定割合は令和2年度以降、市町村へ交付され、市町村の貴重な財源であることから現行制度を堅持すること。

5. 車体課税に係る地方税収の確保

道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう社会インフラ財源の確保は極めて重要である。

また、環境性能割の税率区分の見直し等にあたっては、より低い税率を適用する対象を最新の燃料基準を達成した自動車に絞るなど、技術開発の動向を踏まえた基準の切替えや重点化を行うとともに、町村財政への影響に留意すること。

なお、自動車関係諸税の在り方について中長期的な視点に立って、今後検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

6. 個人住民税の充実確保等

個人住民税の在り方の検討に当たっては、この税が、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格を有することや、応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。

また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な拡大は行わないこと。

7. 入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

なお、新型コロナウイルス感染拡大による影響に鑑み、入湯税については、大幅な減収が見込まれることから、減収を補うための地方債等財政措置を講じること。

8. 地方税の電子化に伴う地方財政措置等の実施

町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて、町村の理解を得ながら進めること。

また、町村の基幹税務システムの標準化の検討に当たっては、町村の意見を十分に踏まえるとともに、団体の規模に応じた人的・財政的支援を講じること。

9. 過疎地域を対象とした税制措置の継続

令和3年3月末をもって期限切れとなる「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる新たな法律を制定するとともに、過疎地域を対象とした「事業用設備等に係る特別償却」の税制措置を引き続き講じること。

10. 消防用の船舶に係る経由引取税の課税免除の延長

消防用の船舶の用に供される軽油引取税について、課税免除措置を延長すること。

11. 令和3年3月末をもって期限切れとなる条件不利地域における国税の特例制度の延長

- (1) 半島地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。
- (2) 離島地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。

12. 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設

災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転を促進するため、登録免許税及び不動産取得税の特例措置を創設すること。

13. 認可地縁団体制度の再構築

認可地縁団体制度の再構築にあたっては、現在の認可地縁団体と同様の法人税等の特例措置を講じること。

14. 文化観光の推進に資する古民家等の取得に関する特例措置の創設

文化観光推進法に基づき実施される事業において、古民家等文化財の取得に係る不動産取得税について軽減措置を講じること。

令和2年11月26日

愛媛県町村会 会長 稲本隆壽

・ 11月26日 全国町村長大会意見34項目に関する要望

11月26日に開催された全国町村長大会において満場一致で採択された意見事項について、本県の稲本会長がそれぞれ本県選出国會議員に対して、実現方を要望した。

なお、「要望書」等（項目のみ抜すい）は、次のとおり。

要 望 書

- 1 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化
- 2 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進
- 3 町村自治の確立
- 4 町村財政基盤の確立
- 5 デジタル化施策の推進
- 6 地方創生の実現に向けた国土政策の推進
- 7 環境保全対策の推進
- 8 地域保健医療対策の推進
- 9 少子化社会対策の推進
- 10 障害者保健福祉施策の推進
- 11 介護保険制度の円滑な実施
- 12 医療保険制度の安定運営の確保
- 13 国民年金事務の一元化の実現
- 14 教育施策等の推進
- 15 農業・農村対策の推進
- 16 林業・山村対策の推進
- 17 水産業・漁村対策の充実
- 18 道路、河川、生活環境等の整備促進
- 19 地域商工業振興対策等の推進
- 20 観光施策の推進
- 21 町村消防の充実強化
- 22 暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの充実強化
- 23 公職選挙制度の改善
- 24 エネルギー対策の推進
- 25 過疎対策等の推進
- 26 豪雪地帯の振興
- 27 半島地域の振興
- 28 離島地域の振興
- 29 人権擁護の推進
- 30 米軍機による低空飛行訓練の実施
- 31 北方領土の早期返還
- 32 竹島の領土権の確立
- 33 尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯
- 34 国民保護・安全対策等の推進

◎ 自治研修等

1 令和2年度町（市）職員研修会

令和2年度 町（市）職員研修会実施計画

愛媛県町村会

- 1 目的 地方分権の進展や地方財政の悪化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、自治体職員に求められる役割は一層重くなっている。こうした中、地方公務員としての高い倫理観と使命感を育み、本格化する分権型社会を担うとともに、時代の変化に的確に対応できる人材を育成することを目的とする。
- 2 研修名 (1) 新規採用職員研修 新規採用職員を対象（2日 60人以内）
(2) 初級職員研修 勤続2年～3年の職員を対象（1日 40人以内）
(3) 中級職員研修 勤続4年～5年の職員を対象（1日 40人以内）
(4) 係長職員研修 係長相当の職にある者を対象（1日 40人以内）
(5) 面接試験技法研修（1日）
(6) 法制執務研修（1日）
(7) 管理職員研修（1日）
- 3 実施場所 前記(1)については、「松山市総合コミュニティセンター」において、実施する。
なお、(2)～(7)は、えひめ共済会館会議室等において実施する。
- 4 研修科目 別紙を参照。
- 5 経費 町（市）等の負担は、集合及び解散場所（研修会場）までの交通費並びに(1)については、宿泊費。
その他、研修関係経費は、本会が負担する。
- 6 その他 市職員については、本会賛助会員の市職員とする。
- 7 研修時期 (1) 新規採用職員研修 令和2年8月24日～25日
(2) 初級職員研修 令和2年9月頃（予定）
(3) 中級職員研修 — 〃 —
(4) 係長職員研修 — 〃 —
(5) 面接試験技法研修 令和2年8～9月頃（予定）
(6) 法制執務研修 令和2年8月頃（予定）
(7) 管理職員等研修 令和2年10月頃（予定）

(1) 町（市）新規採用職員研修

本年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づき、町（市）新規採用職員研修会（新規採用職員を対象）を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した。

なお、研修会資料を各町（市）へ送付した。

(2) 町（市）初級職員研修会

本年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づき、町（市）初級職員研修会（2～3年の職員を対象）を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した。

なお、研修会資料を各町（市）へ送付した。

(3) 町（市）中級職員研修会

本年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づき、町（市）中級職員研修会（4～5年の職員を対象）を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した。

(4) 町（市）係長職員研修会

本年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づき、町（市）係長職員研修会（係長の職員を対象）を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した。

(5) 面接試験技法研修会

本年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づき、面接試験技法研修会（町（市）の面接試験担当者を対象）を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した。

(6) 令和2年度町（市）職員法制執務研修会

本年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づき、法制執務研修会（町（市）の法制執務担当職員およびこれに準ずる職員を対象）を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した。

(7) 自治大学校の研修入校状況

本県から本年度の研修入校の申込みはなかった。

◎ 令和2年12月末、積立金並びに会計現況

1 積立金

・ 振興基金積立金	376,041,000円
・ 災害見舞金基金積立金	15,144,000円

2 会計現況

・ 歳入累計額	224,713,803円
・ 歳出累計額	198,927,297円
・ 歳入歳出累計額	25,786,506円

◎ 全国町村会総合賠償補償保険事業

加入状況及び支払実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 団体生命共済（弔慰金）事業

加入状況及び給付実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 任意共済保険事業

加入状況及び給付状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 個人年金共済保険事業

加入状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 令和元年度軽自動車税申告書取扱状況

軽自動車税申告書データの取り扱いについては、平成19年4月から電算化を導入、事務処理は、一般社団法人軽自動車協会愛媛県事務所へ委託し、取扱件数等は年度単位で把握することとなった。

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの件数は次のとおり。

申告書種別	取扱件数(枚)
軽自動車税申告書(新規分)	38,672
軽自動車税廃車申告書	34,029
軽自動車税変更申告書(移転・変更分)	98,612
合計	171,313

なお、令和2年3月末現在、電算化を導入している市町は次のとおり。

松山市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市
西条市	大洲市	伊予市	四国中央市
西予市	東温市		
松前町	砥部町	内子町	伊方町
松野町	鬼北町	愛南町	
合計		10市7町	

◎ 町行財政状況等の調査

町における行財政状況および特定事項（全国町村会・他県町村会等の依頼も含む）について、下記のとおり調査を実施した。

- 3月 4日 令和2年地方分権改革に関する提案募集について（全国町村会）
- 4月 15日 町村長等の給料月額調査について（全国町村会）
- 5月 14日 「令和3年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）」の意見照会について（全国町村会）
- 6月 22日 「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望」（案）に係る意見照会について（全国町村会）
- 9月 7日 町村長名等の照会について（全国町村会）
 - 17日 「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望（案）」の意見照会について（全国町村会）
 - 18日 町長等の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調（本会）
 - 23日 令和2年7月豪雨に係る被災市町村に対する中長期の職員派遣について（全国町村会）
- 10月 16日 災害見舞金の贈呈及び受領に関する調査について（北海道町村会）
- 12月 9日 令和3年度における被災市町村に対する職員等の派遣及び元職員等の情報提供について（全国町村会）

その他、随時、町長、研修、視察の先進地（県内、県外）の調査および各種検討事項等に関する意見を提出するなど回答を行った。

◎ 令和 2 年度町（市）職員採用試験統一実施

令和 2 年度町（市）職員採用試験については、次項「実施要領」により、本会での試験問題集等の関係諸資料の取り扱いを、平成 2 年度から期日統一実施のみ対応することとなり本年度で 31 回目となり、実施町（市）は次のとおり。

< 第 1 回 7 月 12 日 >

松前町 砥部町 伊方町 西予市

< 第 2 回 9 月 20 日 >

久万高原町 松前町 内子町 鬼北町 愛南町 西予市

< 第 3 回 10 月 18 日 >

砥部町 伊方町 松野町

令和 2 年度愛媛県町（市）職員採用試験統一実施要領

1 試験の種類

- (1) 「町（市）職員採用上級試験」（大学卒程度）
- (2) 「町（市）職員採用中級試験」（短大卒程度）
- (3) 「町（市）職員採用初級試験」（高校卒程度）

2 受付期間および場所

(1) 期 間 町（市）において決定するが概ね次のとおりとする。

- ・ 第 1 回大短大卒程度のみ ・ 第 2 回 ・ 第 3 回
- 自 令和 2 年 5 月 29 日 自 令和 2 年 8 月 6 日 自 令和 2 年 9 月 4 日
- 至 令和 2 年 6 月 5 日 至 令和 2 年 8 月 13 日 至 令和 2 年 9 月 11 日

(2) 場 所 町役場（市役所） 課

3 試験日時および場所

(1) 日 時

- ・ 第 1 回 令和 2 年 7 月 12 日（日） 午前 10 時から
- ・ 第 2 回 令和 2 年 9 月 20 日（日） 午前 10 時から
- ・ 第 3 回 令和 2 年 10 月 18 日（日） 午前 10 時から

	科目	上級（大学卒）	中級（短大卒）	初級（高校卒）
ア	教養試験	2 時間 (10:00~12:00)	2 時間 (10:00~12:00)	2 時間 (10:00~12:00)
イ	専門試験	2 時間	2 時間 等	1 時間 30 分
ウ	各種検査	事務適性検査（10 分）、性格特性検査（20 分）等		

エ	社会人基礎試験	職務基礎力試験	1時間30分	第2回提供
		職務適応性検査	20分	

※ イとウとエは、希望により実施する。

(2) 場 所 町(市)が決定した場所

4 受験資格

町(市)において決定するものとするが、概ね次のとおりとする。

上 級	中 級	初 級
平成3年4月2日から 平成11年4月1日まで に生まれた者	平成9年4月2日から 平成13年4月1日まで に生まれた者	平成11年4月2日から 平成15年4月1日まで に生まれた者
学歴は問いません	学歴は問いません	学歴は問いません

5 試験問題集等諸用紙

- (1) 試験問題集等の申し込みは、日程表の期日までに概数をFAX又はE-mailで連絡。
- (2) 試験問題集の確定数を、日程表の期日までに本会へ申し込み。
- (3) 本会が一括して、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ申し込み。
- (4) 試験問題集等の発送は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」から到着次第、本会から実施町(市)の人事担当課課長あて「簡易書留」で郵送。
- (5) 試験問題集等の受領について、本会あて電話FAXで送付。
(なお、この試験問題の他に町(市)自体の問題(作文等)を加えても差し支えないこと。)

6 解答用紙および問題集の返送

町(市)の人事担当課の責任者、または、代理者は、試験終了後用紙確認のうえ直ちに「簡易書留速達・書留小包速達」で本会あてに郵送または持参。
(本会が一括して、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ送付。)

7 採点と結果

- (1) 採点は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」において行う。
- (2) 結果は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」から本会へ一括送付されてきた受験者の成績結果①択一得点度数分布表、②高得点順受験者名簿、③受験番号順受験者名簿を各実施町（市）毎に本会から回送。

8 合格発表

前述の採点結果に基づき各実施町（市）で行う。

9 経 費

試験問題の作成経費および採点等の結果処理経費は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ、受験予定者1人当たり教養800円・専門1,200円等を実施町（市）が支払うものとする。

（なお、送金方法は、試験終了後、町（市）から本会へ送金。一括して、本会から「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ送金。）

10 その他

この統一試験日以外の日程で試験実施希望にあつては、「公益財団法人日本人事試験研究センター」（東京都新宿区片町4番地 電話03-5363-9161 FAX03-5363-9165）へ、実施町（市）から直接申し込み等を行うこととする。

＜令和２年度愛媛県町（市）職員採用試験の統一実施（第１回）の日程表＞
 （令和２年７月１２日（日） 試験実施）愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	R2. 5. 22 (金)	試験の告示（概ね）	町（市）で行う
2	5. 29 (金) ～ 6. 5 (金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施市町において変更してもよい）	町（市）で取りまとめる
3	6. 11 (木)	試験問題集の申し込み（概数）	町（市）→本会
4	6. 12 (金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	6. 18 (木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町（市）→本会
6	6. 19 (金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	7月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	7月初旬	送付（書留で郵送）	本会→町（市）
9	〃	受領（電話 F A X）	町（市）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	7. 12 (日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町（市）で実施
12	7.13日正午までに必着 で発送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町（市）→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	7. 14 (火)	〃	本会→センター
14	7. 17 (金)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	7. 20 (月)頃	〃	本会→町（市）
16	8月初旬	合 格 発 表	町（市）で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養800円等）	町（市）→本会

注）実施町（市）は→（町（市））、公益財団法人日本人事試験研究センターは→（センター）と略記した。

＜令和２年度愛媛県町（市）職員採用試験の統一実施（第２回）の日程表＞
 （令和２年９月２０日（日） 試験実施）愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	R2. 7. 31 (金)	試験の告示（概ね）	町（市）で行う
2	8. 6 (木) ～ 8. 13 (木)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施市町において変更してもよい）	町（市）で取りまとめる
3	8. 19 (水)	試験問題集の申し込み	町（市）→本会
4	8. 20 (木)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	8. 27 (木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町（市）→本会
6	8. 28 (金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	9月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	9月中旬	〃 送付（書留で郵送）	本会→町（市）
9	〃	〃 受領（電話FAX）	町（市）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	9. 20 (日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町（市）で実施
12	9. 21日正午までに必着で 発送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町（市）→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	9. 23 (水)	〃	本会→センター
14	9. 30 (水)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	10. 1 (木)頃	〃	本会→町（市）
16	10月初旬	合 格 発 表	町（市）で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養800円等）	町（市）→本会

注）実施町（市）は→（町（市））、公益財団法人日本人事試験研究センターは→（センター）と略記した。

＜令和2年度愛媛県町（市）職員採用試験の統一実施（第3回）の日程表＞
 （令和2年10月18日（日） 試験実施） 愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	R2. 8. 28 (金)	試験の告示（概ね）	町（市）で行う
2	9. 4 (金) ～ 9. 11 (金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施市町において変更してもよい）	町（市）で取りまとめる
3	9. 17 (木)	試験問題集の申し込み	町（市）→本会
4	9. 18 (金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	9. 24 (木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町（市）→本会
6	9. 25 (金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	9月下旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	10月初旬	送付（書留で郵送）	本会→町（市）
9	〃	受領（電話FAX）	町（市）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	10. 18 (日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町（市）で実施
12	10.19日正午までに必 着で発送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町（市）→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	10. 20 (火)	〃	本会→センター
14	10. 23 (金)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	10. 26 (月)頃	〃	本会→町（市）
16	10月下旬	合 格 発 表	町（市）で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養800円等）	町（市）→本会

注）実施町（市）は→（町（市））、公益財団法人日本人事試験研究センターは→（センター）と略記した。

◎ 配付資料

- 1 「町村行政に関する実態調査」結果概要について
- 2 ふるさと財団の事業概要について
- 3 マイナンバーカードの普及促進について
- 4 県と市町による人財の有効活用について
- 5 行政事務の効率化に向けた業務量調査の共同実施に関する提案について
- 6 本会第73回定期総会開催要綱
- 7 令和元年台風19号に対するお見舞いについて(経過報告)
- 8 自治体職員の賃金・労働条件の改善に関する要求
- 9 人材確保、給与水準改善、労働時間管理・働き方改革、非正規処遇改善、健康で働き続けられる自治体職場で、住民サービス向上めざす『要求書』
- 10 愛媛県町村会規約の全部改正について
- 11 理事の選任について
- 12 自治体クラウドについて
- 13 単独災害復旧事業について
- 14 令和2年度本会事業計画(案)
- 15 令和2年度本会会費の分賦方法について(案)
- 16 愛媛県町村会振興基金積立金の取り崩し(案)
- 17 令和2年度本会一般会計予算(案)
- 18 令和2年度本会特別会計予算(案)
- 19 令和2年度全国町村職員生活協同組合愛媛県支部予算(案)
- 20 令和2年度本会等収支予算の事業別区分経理の内訳表
- 21 各団体役員就任状況一覧表
- 22 本会第73回定期総会開催要綱
- 23 令和2年度四国四県町村長・議長大会開催要項(案)
- 24 令和2年地方分権改革に関する提案募集について
- 25 会計年度任用職員制度に関する全国町村会法務支援室資料の改訂について【令和2年3月更新】
- 26 GIGAスクール構想の実現について
- 27 令和2年度愛媛県町村一般会計補正予算
- 28 愛媛県町村会振興基金に関する規程の一部改正について
- 29 学校の情報環境整備に関する説明会の開催について
- 30 国民保護とCBRNE災害対策ⅩⅠ(冊子)
- 31 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営に関する条例の制定について
- 32 みなし決議に関する令和2年度第1回理事会議事録
- 33 令和2年度本一般会計補正予算
- 34 愛媛県町村会振興基金に関する規程の一部改正
- 35 令和元年度本一般会計歳入歳出決算書
- 36 令和元年度本会特別会計歳入歳出決算書
- 36 令和元年度本会特別会計利益処分
- 37 マイナンバーカードについて
- 38 行革甲子園2020について
- 39 えひめ福祉支援ネットワークについて

- 40 移住促進について（移住者実態把握アンケート）
- 41 愛媛県への移住者数について
- 42 地方公共団体における消費者安全確保地域協議会
- 43 令和2年度町等公平事務委託費負担金額表（案）
- 44 令和2年度四国四県町村長・議長大会開催要項（案）
- 45 令和2年度台湾企業等の招請事業にかかるアンケート調査結果
- 46 副町長会、総務課長会議について
- 47 職員等各種研修会について
- 48 令和3年度職員採用に伴う各町職員採用統一試験について
- 49 「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望」について
- 50 愛媛県自治会館新会館建設について
- 51 新型コロナウイルス感染症対応に係る申し入れ
- 52 人材確保、給与水準改善、労働時間管理、非正規処遇改善とコロナ対策で健康で働き続けられる自治体職場と住民サービス向上めざす『要請書』
- 53 サマージャンボ宝くじについて
- 54 令和2年度全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表（第1報）
- 55 「改正公職選挙法における選挙公営制度に関する条例のイメージ」の送付について
- 56 町村長等の給料月額調査（冊子）
- 57 「改正公職選挙法における選挙公営制度に関する条例のイメージ令和2年8月31日版」等の送付について
- 58 地方公共団体金融機構への職員の派遣について
- 59 令和2年度基準財政需要額・基準財政収入額・財源不足額の調（冊子）
- 60 不織布マスク地産地消推進事業について
- 61 町長の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調
- 62 厳しい勤務環境の下でも、給与水準改善と人材確保、適正な労務管理で健康で働き続けられる自治体職場と住民サービス向上めざす「要望書」
- 63 マイナンバーカードの取得促進に係るご協力について
- 64 令和2年度全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表（第2報）
- 65 森林環境譲与税の使途に係る取扱いについて
- 66 「2021年版 町村長手帳」
- 67 2022年プロ野球オールスターゲームの開催に向けた機運醸成について
- 68 「授業目的公衆送信補償金制度」の額の認可について
- 69 試験と研究 第51号～第56号」（公益財団法人日本人事試験センター発行）（冊子）
- 70 町村週報（全国町村会発行）（第3105号～第3144号）
- 71 町会報えひめ（本会発行）（第129号～第139号）

（注）以上配付資料については、他団体からの回送分を含む